



市街化調整区域において、賃貸借による 「大規模流通業務施設」の立地が可能になりました

要 旨

物流業界における2024年問題を受け、近年、事業者からは、市街化調整区域における賃貸借による大規模流通業務施設の立地に係る相談が増加しております。

これを受け、本市の市街化調整区域における立地基準である「市街化調整区域における開発行為等の審査基準」の運用と解釈を明確化し、賃貸借による「大規模流通業務施設」の立地が可能になりました。

概 要

1 内 容 市街化調整区域は、都市計画法により市街化を抑制すべき区域として、開発行為が制限されており、区域内で開発行為を行う場合は、同法に基づく立地基準を満たし、許可を得る必要があります。

今回、本市の立地基準である「市街化調整区域における開発行為等の審査基準（都市計画法第34条第14号編）」の運用と解釈を明確化し、これまで、開発行為の申請者が建築物を使用する自己用の場合のみ許可の対象としていたものを、今後は、開発行為の申請者が中部運輸局長等の認定を受けた者に建築物を賃貸する場合も許可の対象といたします。

2 運用開始日 令和6年5月16日（木）

3 注 意 事 項 ・賃貸借による場合については、所有者と使用者の連名による申請が必要となります。
・使用者が変わる場合については、別途許可が必要となります。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通：055-934-4761

